

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 新旧対照表 目次

○ 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）（抄）	1
○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（抄）	2

○ 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>(職員) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員) 第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員) 第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員) 第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員) 第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

(職員)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。